

北上市訓令第 6 号
北上市教育委員会訓令第 4 号

北上市多文化共生推進本部規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

市長部局
教育委員会事務局

令和 8 年 8 月 17 日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市教育委員会教育長 船 田 浩

北上市多文化共生推進本部規程の一部を改正する訓令

北上市多文化共生推進本部規程（令和 7 年北上市訓令第 1 号、北上市教育委員会訓令第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（設置） 第 1 条 外国人と日本人がお互いに快適に暮らすことができる<u>まち</u>を目指して策定された<u>北上市多文化共生指針</u>（以下「<u>指針</u>」という。）を推進するための体制を強化し、本市に居住又は通勤若しくは通学する外国籍の住民に対し、庁内横断的に支援するため、北上市多文化共生推進本部（以下「<u>推進本部</u>」という。）を置く。	（設置） 第 1 条 外国人と日本人がお互いに快適に暮らすことができる<u>安全かつ安心なまち並びに多様性及び包摂性のある活気あふれるまち</u>を目指して策定された<u>北上市多文化共生プラン</u>（以下「<u>プラン</u>」という。）を推進するための体制を強化し、本市に居住又は通勤若しくは通学する外国籍の住民に対し、庁内横断的に支援するため、北上市多文化共生推進本部（以下

(所掌事項) 第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) <u>指針</u>の策定に関する事。 (2) <u>指針</u>の進行管理に関する事。 (3) <u>指針</u>に係る実施事業の評価及び重点的取組の設定に関する事。 (4)・(5) [略]	「推進本部」という。)を置く。 (所掌事項) 第2条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。 (1) <u>プラン</u>の策定に関する事。 (2) <u>プラン</u>の進行管理に関する事。 (3) <u>プラン</u>に係る実施事業の評価及び重点的取組の設定に関する事。 (4)・(5) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この訓令は、令和8年8月17日から施行する。